## 社長のためのお勉強

令和3年10月5日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

## 年金の繰下げ

## 1. 年金の受け取りを1年繰り下げるごとに8.4%増額される

公的年金の受給開始は原則として 65 歳ですが、希望すれば 66 歳から 70 歳までになるまでの好きな時に、月単位で繰下げ請求することができます。受給開始を 1 カ月遅らせるごとに 0.7%、1 年では 8.4%が増額され、この年金額が一生涯続きます。70歳を過ぎて繰下げ請求をした場合は請求時期にかかわらず 70歳時点の増額率になります。また、老齢基礎年金と老齢厚生年金はそれぞれに繰下げ受給できるので、どちらか片方だけ受給開始を遅らせて増額することも可能です。

## 2.繰下げの損益分岐点は受給開始から約12年後

繰下げ年齢	総額が上回る年齢
66 歳	約 78 歳
67 歳	約 79 歳
68 歳	約 80 歳
69 歳	約 81 歳
70 歳	約 82 歳

※遺族年金は増えずに65歳時点に戻って算出されます

年金を受け取っていた夫が死亡した場合、妻が夫の老齢厚生年金額の額の4分の3 の遺族年金を受け取ることができますが、繰下げにより増額された老齢厚生年金が受け 取っていたときには、増額前の4分の3となります。

> HORIGUCHI Accounting & Tax office

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください